

【組織（事務局）に関する規程】

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、株式会社フェアワーク（以下「この法人」という。）の事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

（事務局）

第2条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、取締役会の決議を経て、代表取締役が別に定める。

第3章 職制

（職員等）

第3条 事務局には事務局長と必要な職員を置く。

2 事務局に必要な職員を置いた場合、事務局長とその職員は相互に協力し、事務局の事務を分掌する。

第4章 職責

（職員の職務）

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

（1）事務局長は、取締役会の命を受けて、事務局の事務を統括する。

（職員の任免及び職務の指定）

第5条 職員の任免は、取締役会が行う。

2 職員の職務は、取締役会が指定する。

第5章 事務処理

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し代表取締役の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表の決裁を経なければならない。

（代理決裁）

第7条 代表取締役又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理

しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規格外の対応）

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細 則）

第9条 この規程の実施に監視必要な事項は、取締役が取締役会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第10条 この規則の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

以上